議案第 2 号

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとお り提出する。

平成31年3月14日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

- (1) 沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」を具現化するため、本県を牽引する高い志を持ったグローバルに活躍できる人材育成が必要であり、県教育委員会では、
 6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができるシステムを構築するため、併設型中高一貫教育校を設置した。
- (2) 平成28年4月に開校した沖縄県立球陽中学校及び開邦中学校は、現在、入学定員40人(1学級)となっている。
- (3) 学力面の強化やリーダー性等の育成は、様々な教育活動や学校行事等を通して 培われるものであり、人格形成の面からも毎年クラス替えを行い、多くの仲間と 交流の機会を確保することが望ましいこと、また、開校以来、両校の志願倍率は 高倍率が続いており、生徒及び保護者のニーズも高いことから、平成31年4月か ら入学定員を80人(2学級)に変更するため、沖縄県立球陽中学校及び開邦中学 校の入学定員等を改める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

-7-

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 第3条の表中「40人」を「80人」に改める。

第20条第2項第2号中「学校保健法(昭和33年法律第56号)第12条」を「学校保健安全法(昭和33年法律 第56号)第19条」に改める。

第6号様式及び第9号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

参考

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

- 2 改正の経緯及び必要性
- (1) 沖縄県が策定した「沖縄21世紀ビジョン」を具現化するため、本県を牽引する 高い志を持ったグローバルに活躍できる人材育成が必要であり、県教育委員会で は、6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することができるシステムを構築 するため、併設型中高一貫教育校を設置した。
- (2) 平成28年4月に開校した沖縄県立球陽中学校及び開邦中学校は、現在、入学定員40人(1学級)となっている。
- (3) 学力面の強化やリーダー性等の育成は、様々な教育活動や学校行事等を通して 培われるものであり、人格形成の面からも毎年クラス替えを行い、多くの仲間と 交流の機会を確保することが望ましいこと、また、開校以来、両校の志願倍率は 高倍率が続いており、生徒及び保護者のニーズも高いことから、平成31年4月か ら入学定員を80人(2学級)に変更するため、沖縄県立球陽中学校及び開邦中学 校の入学定員等を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立球陽中学校及び開邦中学校の入学定員を改める。(第3条関係)
- (2) その他所要の改正を行う。(第20条並びに第6号様式及び第9号様式関係)
- (3) この規則は、平成31年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

-9-

Ш	旧対照表								21/11	W.		2019/02/25 (0:53
		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	沖縄県立中学校管理規則		平成18年沖	(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)	513号)	新旧対照表				
<u> </u>		改正案					-	現	行			
策	第1条・第2条 (略)					第1条・第2条 ((關)					
	(名称、位置等) 第3条 学校の名称、 る。	位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、	(通学区域		次のとおりとす	(名称、位置等) 第3条 学校の名称、 る。	沃 位置	位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとす	爹業年限及 7	 河通学区域	は、次の	とおりとす
	名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域	名務		位置		入学定員	修業年限	通学区域
	沖縄県立与勝緑が丘 中学校	うるま市勝連平安名3248番地	80 Y	3年	県全域	沖縄県立与勝緑が丘 中学校	1	うるま市勝連平安名3248番地	53248番地	80人	3年	県全域
	沖縄県立球陽中学校	沖縄市南桃原一丁目10番1号	<u>80 \</u>	3年	県全域	沖縄県立球陽中学校		沖縄市南桃原一丁目	-丁目10番1号	<u>40人</u>	3年	県全域
	沖縄県立開邦中学校	南風原町字新川646番地	<u>80人</u>	3年	県全域	沖縄県立開邦中学校		南風原町字新川646番地	番旭	<u>40 \</u>	3年	県全域
第 第 7 0 3 第	 第4条~第19条(略) 第4条~第19条(略) (欠席等の届出) 第20条生徒が欠席する 2 枝長は、生徒が次の いをしない。 いをしない。 (1)(略) (2)<u>学校保健安全法(</u> (3)(4)(略) 3 (略) 第21条~第50条(略) 	 第4条~第19条 (略) (欠席等の届出) (欠席等の届出) 第20条 生徒が欠席するとき保護者は、欠席届を校長に提出しなければな 2 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、いをしない。 いをしない。 (1) (略) (2) <u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条</u>の規定による出席停 (3)・(4) (略) (3)・(4) (略) (3)・(50条 (略)) 	- 「「「「」」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	「「」」「「なな」」	ばならない。 ばならない。 ぎは、欠席の取扱 席停止	第 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 0 2 2 1 0 2 2 1 0 2 2 1 <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""> <th1< th=""></th1<></th1<></th1<></th1<>	瑞すると (語) (語和333 (語和333 (語)	 条~第19条 (略) (欠席等の届出) (欠席等の届出) (次席等の届出) (条 生徒が欠席するとき保護者は、欠席届を校長に提出しなければならない。 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱 をしない。 (一位) (略) (一位) (個) (一位) (個) (個) (例) (例) (条~第50条 (略) 	1 第 第 12 第 12 条 12 条 0 の 5	↓	ければな。 こときは、 る出席停」	5ない。 文 示 の 政 投 し し

新旧

-10-

2010/02/25 10:53

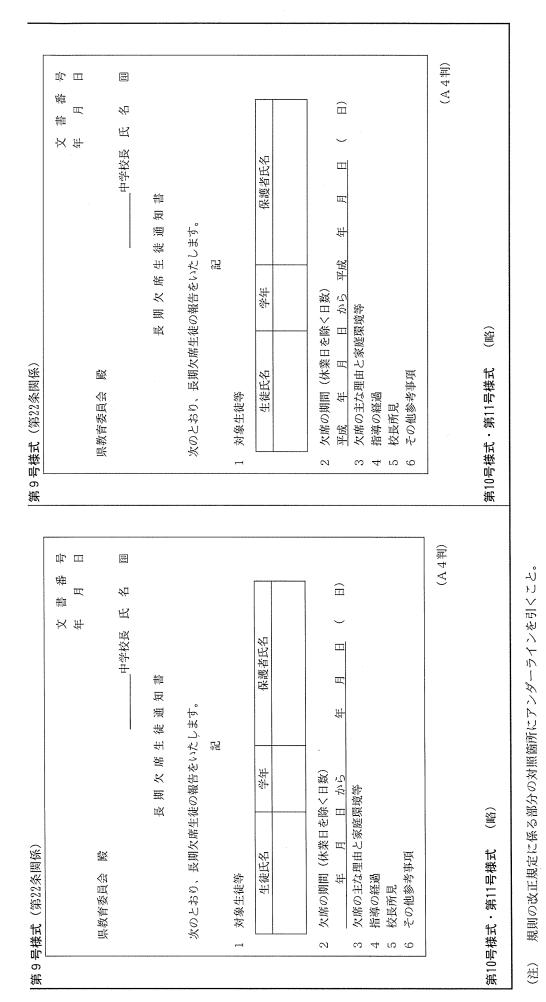
9

第1	第1号様式~第5号様式 (略)	派	第1号様式~第5号様式 (略)
第 6	第6号様式(第13条関係)	新 .0	第6号様式(第13条関係)
	整 約 書		督 約 書
	沖縄県立 中学校長 殿		沖縄県立 中学校長 殿
	私は御校入学の上は、中高一貫教育の趣旨を理解し、校則並びに諸規則をよく守り、生徒の本分をつくすことを保護者及び保証人と連署して、かたく誓います。		私は御校入学の上は、中高一貫教育の趣旨を理解し、校則並びに諸規則をよく守り、生徒の本分をつくすことを保護者及び保証人と連署して、かたく誓います。 辺、生徒の本分をつくすことを保護者及び保証人と連署して、かたく誓います。 立点 4 目 ロ
	E		5
	保護者住所 電話		保護者住所 電話 $k = \frac{RE}{k}$ 電話 $k = \frac{RE}{k}$ 印 本人との続柄 ()
	<u>保証人住所 電話 </u>		保証人住所 電話 <u> </u>
	(A 4 #1)		(A 4 判)
第 ~	第7号様式・第8号様式 (略)	策	第7 号様式・第8 号様式 (略)

(新旧対照表 2 ページ)

÷

2010/02/25 10:53



(新旧対照表 3 ページ)